

児童手当受給者 各位

令和元年度 児童手当・特例給付現況届の提出について

児童手当・特例給付の受給者は、令和年6月1日における状況を現況届により提出していただき、引き続き受給する要件があるか審査を受ける必要があります。つきましては、下記のとおり同封の現況届に記入のうえ、必要書類を添えてご提出ください。提出がない場合は6月分以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

1 提出書類

- ・ 令和元年度児童手当・特例給付現況届（同封の用紙）

※裏面の記載例をご参考に必要事項を明記のうえご提出ください。

- ・ 受給者の健康保険証の写し

※受給者名が記載されていれば、家族（配偶者や児童）の健康保険証の写しでも構いません。

※国民年金加入者および年金未加入者は提出不要です。

※次の①・②に該当する方には、以下の書類が別途必要となりますのでご注意ください。

- ① 受給者と児童が違う住所地に住んでいる方

⇒ ・ 別居監護申立書

- ・ 児童の属する世帯全員の住民票（児童が他市町村に在住の場合）
- ・ 児童の個人番号が確認できるもの ・ 受給者の身分証

※提出方法によって必要なものが異なります。詳しくは申立書に添付した案内をご確認ください。

- ② 平成31年1月1日に日本に住民登録がなかった方

⇒ ・ 戸籍の附票（本籍地で発行します）

※平成31年1月1日以降、児童手当認定請求時提出されている方は不要。

※外国籍で、平成31年1月1日現在日本に住民票がなかった人は、パスポート本人顔写真と入国記録のわかるページのコピー

2 提出期限 令和元年6月28日（金）※郵送の場合は、6月30日消印有効です。

3 提出方法 原則として同封の返信用封筒（切手不要）による郵送

※こども支援課窓口においても受付をしておりますが、窓口が大変混雑しますので、返信用封筒による提出にご協力ください。